

鳥取県告示第 311 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

浜坂地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 5 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 5 号を結んだ直線に囲まれた区域（平成 18 年鳥取県告示第 895 号で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
鳥取市浜坂字上ノ山ノ二 1136	1 号
鳥取市浜坂字上ノ山ノ一 1129	2 号
鳥取市浜坂字上ノ山ノ一 1130	3 号
鳥取市浜坂字一丁目 1128 地先道路敷	4 号
鳥取市浜坂字一丁目 349-1	5 号